

令和4年8月30日

患者の皆さまへ

東京女子医科大学病院
病院長 板橋 道朗

集中治療室の運営体制について

手術などで一定期間呼吸・循環管理等を必要とする患者様には当院の集中治療室に入室していただき、担当診療科の医師が集中治療科の医師とともに診療に当たってきましたが、集中治療科の診療部長と複数の医師がこの度退職することとなりました（当該診療部長は9月末日をもって退職となります。）。

これを踏まえまして、令和4年9月1日付で、集中治療の専門医である市場晋吾教授が集中治療科の診療部長に着任し、退職することとなる診療部長から退職日までの間に業務の引継ぎを受けながら、市場教授のもとで集中治療室の運営が行われることとなります。集中治療室の運営体制が一時的ではございますが以下の(1)から(4)のとおり変更となります。

- (1) 集中治療室に入室した患者様は、当該診療科において責任をもって管理に当たります。
- (2) 定期手術等のベッドコントロールは市場教授を中心に手術部の管理部長等と連携して調整を行います。
- (3) 患者様が急変したときの対応は、これまでと同様に麻酔科及び救命救急センターが初期対応に当たります。
- (4) 東病棟4階の小児集中治療室における小児の患者様の管理については、運用に変更ございません。

集中治療科が閉鎖されるのではないかというような報道がなされているところですが、そのような事実はなく、患者様にご迷惑をおかけするようなことはございません。

患者様の安心安全な充実した集中治療体制の構築に向けて、当院全体として取り組んでまいり所存ですので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上